

令和3年3月31日

【照会先】

職業安定局 需給調整事業課

課長補佐 船谷 忠之

職業紹介事業係長 川越 孝幸

(代表電話)03(5253)1111(内線5856, 5746)

(直通電話)03(3502)5227

報道関係者 各位

令和元年度 労働者供給事業報告書の集計結果（速報）

厚生労働省では、このほど、「労働者供給事業報告書」（令和元年度報告）集計結果速報をとりまとめましたので、発表します。

職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）では労働者供給事業を行う労働組合等に対し、年度毎の運営状況についての報告書を厚生労働大臣に提出するよう定めています。

1	労働者供給事業を実施している組合等数	100組合(増減なし)
2	供給実績	
	(1) 需要延人員	1,914,379 人(4.7%減)
	(2) 供給延人員	1,861,020 人(4.7%減)
	(3) 供給実人員	29,830 人(4.3%増)
3	令和2年3月末日における供給対象組合員（注1）等総数	
	(1) 常用供給数（注2）	10,182 人(4.3%減)
	(2) 臨時的供給数（注3）	3,029 人(26.5%増)
	(3) 合計	13,211 人(1.4%増)
4	令和2年3月末日における組合員等総数	1,061,700 人(5.5%増)

※（ ）内は前年度比

注：労働者供給とは、「供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、労働者派遣に該当するものを含まない」ものであり、これを「業として行う」ことは、職業安定法第44条により禁止されているが、労働組合等が、厚生労働大臣の許可を受けた場合は、無料の労働者供給事業を行うことができる。

(注1) 供給対象組合員：労働者供給事業を実施する対象となる組合員

(注2) 常用供給数：常態的に供給の対象となる組合員数

(注3) 臨時的供給数：他の雇用主に雇用されている者等で、仕事の繁閑に応じて雇用主の了解を取って、臨時的に供給の対象となる組合員数

労働者供給事業報告集計結果

1 報告対象期間 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

2 許可組合数 100組合

3 労働者供給実績等（対前年度比）

			自動車運転の職業	建設の職業	運搬労務の職業	その他	計
①供給実績	需要延人員	平成30年度	1,539,333	13,711	287,118	169,422	2,009,584
		令和元年度	1,497,935	11,641	278,776	126,027	1,914,379
		対前年度増減比	(△ 2.7)	(△ 15.1)	(△ 2.9)	(△ 25.6)	(△ 4.7)
	供給延人員	平成30年度	1,493,226	13,551	285,141	161,629	1,953,547
		令和元年度	1,448,624	11,560	276,795	124,041	1,861,020
		対前年度増減比	(△ 3.0)	(△ 14.7)	(△ 2.9)	(△ 23.3)	(△ 4.7)
	供給実人員	平成30年度	22,071	946	4,482	1,109	28,608
		令和元年度	23,281	571	5,036	942	29,830
		対前年度増減比	(5.5)	(△ 39.6)	(12.4)	(△ 15.1)	(4.3)
②令和2年3月 末日における 供給対象組合員	常用供給数	平成30年度	6,369	1,019	1,156	2,095	10,639
		令和元年度	6,166	956	1,125	1,935	10,182
		対前年度増減比	(△ 3.2)	(△ 6.2)	(△ 2.7)	(△ 7.6)	(△ 4.3)
	臨時的供給数	平成30年度	500	1,322	454	118	2,394
		令和元年度	602	1,070	1,300	57	3,029
		対前年度増減比	(20.4)	(△ 19.1)	(186.3)	(△ 51.7)	(26.5)
	計	平成30年度	6,869	2,341	1,610	2,213	13,033
		令和元年度	6,768	2,026	2,425	1,992	13,211
		対前年度増減比	(△ 1.5)	(△ 13.5)	(50.6)	(△ 10.0)	(1.4)
③令和2年3月末日における組合員等総数							
		平成30年度					1,006,660
		令和元年度					1,061,700
		対前年度増減比					(5.5)

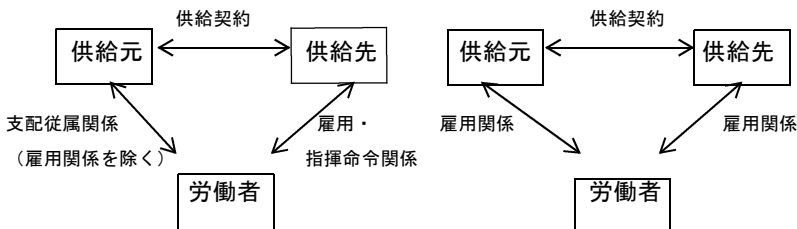
参 考

○ 労働組合等が無料で行う労働者供給事業について

- ・ 労働組合等が主体となって自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを目的として組織する団体であり、労働者との間に身分的な支配関係や強制労働、中間搾取といった労働者保護の面からの弊害の発生する余地が少ないことから、労働組合等が、厚生労働大臣の許可を受けた場合は、無料の労働者供給事業を行うことができる。
- ・ 労働組合等とは労働組合のほか、国家公務員法や地方公務員法に規定する職員団体及び国会職員法に規定する国会職員の組合をさす。
- ・ 労働者供給事業の許可の有効期間は、許可の日から起算して3年とする。
- ・ 許可の有効期間である3年が満了したときは、当該許可は失効することとなるので、許可の有効期間の満了後引き続き労働者供給事業を行おうとする場合には、許可の有効期間の更新を申請しなければならない。なお、許可の更新後の有効期間は5年である。

○ 労働者供給と労働者派遣との違い

《労働者供給》



○ 職業安定法〈抄〉

(定義)

第四条 (略)

- ⑦ この法律において「労働者供給」とは、供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。)第二条第一号に規定する労働者派遣に該当するものを含まないものとする。

(労働者供給事業の禁止)

第四十四条 何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

(労働者供給事業の許可)

第四十五条 労働組合等が、厚生労働大臣の許可を受けた場合は、無料の労働者供給事業を行うことができる。